

## 江北町フリースクール等奨学金交付要綱

令和2年12月1日教委告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江北町フリースクール等奨学金（以下「奨学金」という。）について、江北町補助金等交付規則（昭和61年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この奨学金は、町内の義務教育段階における児童生徒がフリースクール等に通う場合の経費に対する支援を行い、保護者の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する者で、江北町に住所を有する者をいう。
- (2) フリースクール等とは、フリースクール（不登校児童生徒を指導する民間施設）及び教育支援センター（学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。）をいう。
- (3) 学費とは、月々又は定期的にフリースクールに支払うこととされる定額の経費をいう。

(奨学金交付の対象者)

第4条 この要綱による対象者は、フリースクール等に通う児童生徒の保護者で、次に掲げる各号の規定のいずれも満たす者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 当該児童生徒が在籍する小・中学校において、フリースクールでの学習活動等により指導要録上の出席扱いを受ける者の保護者
- (2) その他対象経費の補助等を別に受けていない者

(奨学金の額等)

第5条 奨学金の額は、フリースクールについては、入学準備金2万円及び通所（通信）経費（学費と交通費を合算した額）として月額4万円を上限とし交付する。また、教育支援センターについては、交通費として月額2万円を上限とし交付する。

2 教材費のほか、実習費等の実費負担に係る費用は対象としない。

3 交通費は、公共交通機関を利用し（ただし、原則としてタクシーの利用は除く。）、自宅の最寄りの駅・バス停から教育支援センターの最寄りの駅・バス停までの運賃の実費とする。

4 入学準備金は、1箇所につき1回のみ交付する。

(奨学金の申請)

第6条 対象者が奨学金の交付を受けようとする場合は、毎年度、フリースクール等奨学金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

(1) フリースクール等に通うこと又は通っていることが確認できる書類

(2) フリースクール等に支払う経費が確認できる書類

(奨学金の決定)

第7条 町長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査の上その適否を決定し、フリースクール等奨学金審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、原則として学期ごとに3回に分けて交付する。なお、入学準備金は交付決定後速やかに交付する。

2 奨学金の支払いを受けるときは、フリースクール等利用確認書（様式第3号）を提出しなければならない。

(退所時の届出)

第9条 本奨学金の交付決定を受けた者で、対象の児童生徒がフリースクール等を退所した場合、フリースクール等退所届（様式第4号）により退所した旨を速やかに町長へ届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出を受けたときは、前条の交付決定に関わらず、退所日以降の期間にかかるものについては奨学金を交付しない。

(奨学金の返還)

第10条 町長は、奨学金の交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨学金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により奨学金の交付を受けたとき。

(2) 奨学金の交付条件に違反したとき。

(3) 入学予定者が町内の小中学校に入学しなかったとき又は当該学校に入学する前年度において江北町に住所を有しなくなったとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。